

## 令和5年度 敬老会の開催について

令和4年度の敬老会は、新型コロナウイルスへの感染を防ぐため「遵守していただきたい感染防止策」として「マスク着用」、「座席間隔の確保」、「飲酒を控える」、「カラオケ、合唱など飛沫が飛ぶ活動の自粛」などの様々な感染防止策を講じたうえでの開催をお願いしました。

令和5年度の敬老会につきましては、5月8日に新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けが、季節性インフルエンザと同様の5類に引き下げられたことから、コロナ禍以前のように制限のない敬老会を実施して頂くことを考えております。そのため特段の感染防止策のお願いはいたしません。令和5年4月14日付の厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部通知では「発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えていただくことを推奨する」とされているほか、手洗い、うがい、風邪症状のある方の出席は見合わせるなどの一般的な感染症対策を講じたうえでの開催をお勧めいたします。

敬老会補助事業は、75歳以上の方の外出を促進し、地域との交流を深め、そしていつまでも生き生きと暮らしていただきたいという趣旨のもとに実施しております。補助金の趣旨をご理解のうえ、本補助金をご活用いただきますようお願いいたします。